

知床国立公園の知床五湖地区（地上歩道）は、自然公園法に基づく利用調整地区に指定され、平成 23 年 5 月 10 日より、利用のための立入については、あらかじめ環境大臣の認定を受けることが必要となります。環境省では、環境大臣にかわり、この認定関係事務を行う指定認定機関を指定し、円滑な認定関係事務の実施を進めることといたしました。ついては、次のとおり、知床五湖利用調整地区で認定関係事務を行う指定認定機関の募集を行います。

なお、今回の公募は指定認定機関に最もふさわしい候補者を選定するために行うものです。候補者として選定された者は、環境大臣宛に指定認定機関の指定申請を行い、環境大臣による指定を受けて、指定認定機関となることができます。

平成 22 年 10 月 29 日

北海道地方環境事務所

釧路自然環境事務所長 野口 明史

知床五湖利用調整地区にかかる指定認定機関の募集・選定要領

利用者が、知床五湖利用調整地区内へ立ち入ろうとする場合の立入りの認定に関する事務については、自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号。以下「法」という。）、自然公園法施行令（昭和 32 年政令第 298 号。）及び自然公園法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 41 号。以下「規則」という。）並びに知床五湖利用適正化計画に定めるところによる。本要領は、当該事務を実施する指定認定機関の募集及び選定の方法について定めるものである。

1 業務概要

知床五湖利用調整地区において指定認定機関が実施する主な業務内容は別紙 1 に掲げるものの他以下のとおりである。

（1）立入認定に関する事務

1）立入認定申請の受付等

利用調整地区に立ち入ろうとする者からの立入りの認定申請書の受付は、知床五湖フィールドハウス内の受付窓口において直接行うことを原則とする。この受付は先着順とするが、事前予約制度を導入した場合は、予約結果を踏まえた受付

けを行う。

また、申請書の提出・記載方法等に関する問合せについて丁重に対応する。

2) 手数料の徴収に関わる事項

立入認定の申請、立入認定証の再交付の申請等に際して、申請者より手数料の徴収を行う。この手数料は指定認定機関の収入とすることができる。

手数料の徴収は、知床五湖フィールドハウス内の発券機（券売機は、環境省が整備配置し、維持管理は指定認定機関が手数料の一部を充当して行う）による直接徴収を基本とする他、指定認定機関が定める方法によることができる。

3) 立入りの認定と認定証の交付

立入りの認定申請書を受理した後、認定基準に適合するか否かの審査を行い、適合する場合には、当該立入りの認定を行い、知床五湖フィールドハウス内において、申請者に対して認定証を直接交付する。この認定証は、利用者 1 名に対し、1 枚ずつ発行するものとし、12 歳未満の利用者については、同行する保護者を通じて当該利用者に係る認定証を交付する。

4) 利用者の誘導等

利用者は、立入りに際して環境省が実施するレクチャーの受講が義務付けられているため、立入りの認定を受けた利用者を知床五湖フィールドハウス内の受付窓口に隣接するレクチャールームに誘導する。

また、当該誘導に際しては、法及び規則の規定により、立入りの認定を要せずに、利用調整地区内に立ち入ることができる者である場合を除いて、立入りの認定を受けていない利用者が、レクチャールームに入らないよう適切に対処する。

5) 利用者に対する注意事項の徹底

立入りの認定を受けた者に対して、立入りに際して遵守しなければならない事項、注意すべき事項については、適宜、立入りの認定の審査時に口頭での確認を行う他、知床五湖フィールドハウス内での掲示やチラシ配布等により注意喚起を図る。

6) 立入認定状況の報告

職員は、環境省から立入認定の状況について報告を求められたときは、当該認定の状況について速やかに報告しなければならない。

(2) 認定関係事務を行う場所

〒099-4356 北海道斜里郡斜里町大字遠音別字岩宇別

知床五湖フィールドハウス（平成 23 年春オープン予定）内（別紙 2 のとおり）

(3) 認定関係事務の実施期間及び実施時間

知床五湖フィールドハウスにおける認定関係事務は、毎年 5 月 10 日から 10 月 20 日までの期間について行う。（ただし、事務の実施は平成 23 年 5 月 10 日以降で、指定認定機関の指定後に申請する認定関係事務の実施に関する規程に関する認可及び初年度の事業計画及び収支予算の認可後とする。）

上記期間中、立入認定申請書の受付・審査等を行う時間は、別紙 3 の表の左欄に掲げる期間の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる時間とする。

認定関係事務の実施期間及び実施時間は、知床五湖の利用のあり方協議会での検討により、毎年、変更されることがありえる。

（4）手数料金額

立入認定手数料は次のとおりである。

ヒグマ活動期（5 月 10 日から 7 月 31 日まで）

12 歳以上 1 人当たり 500 円、12 歳未満 1 人当たり 250 円

植生保護期（8 月 1 日から 10 月 20 日まで）

12 歳以上 1 人当たり 250 円、12 歳未満 1 人当たり 100 円。

立入認定証の再発行

1 人（認定証 1 枚）当たり 250 円。

これらの手数料は、知床五湖の利用のあり方協議会での検討を経て、毎年度の収支結果を踏まえて変更することがある。

（5）認定関係事務の実施に必要な体制

認定関係業務の実施に必要な職員は、指定認定機関において確保する。

申請書の受理、認定等については、ヒグマ活動期（5 月 10 日～7 月 31 日）においては最大 11 名、同時滞在最大 8 組の、植生保護期（8 月 1 日～10 月 20 日）においては 10 分間毎に最大約 50 名、1 時間毎に最大 300 名の利用者に対応しうるものとする他、知床五湖フィールドハウス内での利用案内に加え、ヒグマ活動期においては利用者との間での無線連絡等に対応可能な体制が必要となる。

（6）その他

別途業務となる知床五湖フィールドハウスの清掃等の管理業務及び立入りの認定を受けた利用者に対するレクチャー業務の請負者と密接な連携を図り、認定関係事務を円滑に実施すること。

また、知床五湖の利用のあり方協議会での検討を踏まえ、利用適正化計画の変更等があった場合は、上記業務内容に変更がありえることに留意すること。

2 応募要件

今回の指定認定機関の募集に参加を希望する者は、以下の要件を充当していることが必要である。

- (1) 次のいずれの要件にも該当しないこと。
 - 一 未成年者、成年被後見人又は被保佐人
 - 二 破産者で復権を得ないもの
 - 三 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくは自然環境保全法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者
 - 四 指定認定機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者
 - 五 法人であって、その役員のうち上記のいずれかに該当する者があるもの。

- (2) 次に掲げる指定の基準（法第 26 条）に適合する見込みがあること。
 - 一 職員、認定関係事務の実施の方法その他の事項についての認定関係事務の実施に関する計画が、認定関係事務の適確な実施のために適切なものであること。
 - 二 認定関係事務の実施に関する計画を適確に実施するに足る経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
 - 三 認定関係事務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて認定関係事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
 - 四 上記のほか、認定関係事務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

- (3) 指定認定機関の指定後、遵守事項（法第 27 条）と秘密保持義務等（法第 28 条）を履行することができる見込みがあること。

- (4) 次の職務能力を有する人員の配置が行える見込みがあること
 - 一 現場の統括を行うため管理職員（以下、統括管理者と言う。）1 名以上を配置するものであること。統括管理者として配置する職員は、現場統括管理能力、事務能力、無線対応能力、接遇能力、危機管理能力を有するものであること。
 - 二 利用適正化計画に定める利用期間区分及び認定基準に応じて、認定関係事務に従事する必要な人数の職員を配置するものであること。これらの職員（統括管理者を除く）については、認定関係事務を遂行する能力及び接遇能力を有する者であること。

3 公募参加希望書類の提出

- (1) 参加希望者は、様式1に定める参加希望書を提出する。
- (2) 参加希望者は、参加希望書に次の書類を添付すること。
- 一 参加希望者が法人である場合は、定款又は寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
 - 二 平成21年度の貸借対照表及び平成21年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの（本年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録）
 - 三 参加希望者が法人である場合は、役員の氏名及び履歴を記載した書類
 - 四 2(2)の各号（法第26条各号）の要件に適合することができる旨を具体的に説明した文書
 - 五 業務を遂行するために、ヒグマ活動期及び植生保護期それぞれに構築する運営体制及び配置する予定のスタッフの職務能力について説明した文書
 - 六 知床五湖フィールドハウス内での認定事務等の具体的な実施方法に関する提案書（次の項目に関する提案を必ず含めること。）
 - ① 背景及び目的を含んだ知床五湖の取り組みを一般利用者に説明する資料（A4、1枚程度）
 - ② 認定関係事務をより効率的、円滑に行うために講じる取組
 - ③ 一定の利用者数を確保するために講じる取組
 - ④ ヒグマとの遭遇発生の確認後、手続き中の利用者に対して講じる取組

4 質問の受付及び回答

公募参加希望予定者からの質問は、以下によりFAX（A4、様式自由）にて受け付ける。

- (1) 受付期間：平成22年10月29日（金）～11月9日（火）9時～17時
- (2) 回答：平成22年11月12日（金）までに質問者に対してFAXにて行う。
- (3) 受付先：斜里郡斜里町ウトロ西186-10知床世界遺産センター内
環境省ウトロ自然保護官事務所 担当：野川、中村
TEL：0152-24-2297 FAX：0152-24-3646

5 公募参加希望書類の提出期限等

(1) 提出期限：平成 22 年 11 月 18 日（木）12 時

(2) 提出先：4（3）に同じ。

(3) 提出方法：持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）

6 指定認定機関候補者の選定方法

期限までに提出された公募参加希望書及び 3（2）の各添付書類をもとに、釧路自然環境事務所において厳正に審査を実施し、最も適切と判断された者を、指定認定機関の候補者として選定する。ただし、優秀な提案書等の提出がなかった場合は、この限りでない。

7 その他

(1) 公募参加希望書類等において使用する言語：日本語に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口：4（3）に同じ。

別紙 1

指定認定機関実施事務詳細

1. 立入認定に関する手続事務

- 1) 認定手続の案内
- 2) 手続案内板の更新
- 3) 申請書の作成補助
- 4) 申請書の審査
- 5) 立入認定証の交付
- 6) 認定証の再交付
- 7) 知床五湖利用調整地区利用者数の取りまとめ
- 8) 発券機での手数料徴収
- 9) 発券機の保守点検
- 10) 手数料の精算及び管理
- 11) 収支決算書の作成
- 12) 消耗品（申請書、認定証、事務物品等）の補充、購入及び管理

2. 窓口事務

- 1) 利用調整地区制度等知床五湖に関する案内
- 2) ヒグマ出没情報等の収集及び発信
- 3) 両替、払い戻し対応

3. ヒグマ対応

- 1) 無線による対応及び誘導（ヒグマ活動期のみ）
- 2) 無線の貸し出し及び回収（ヒグマ活動期のみ）
- 3) ヒグマ対策機関への連絡

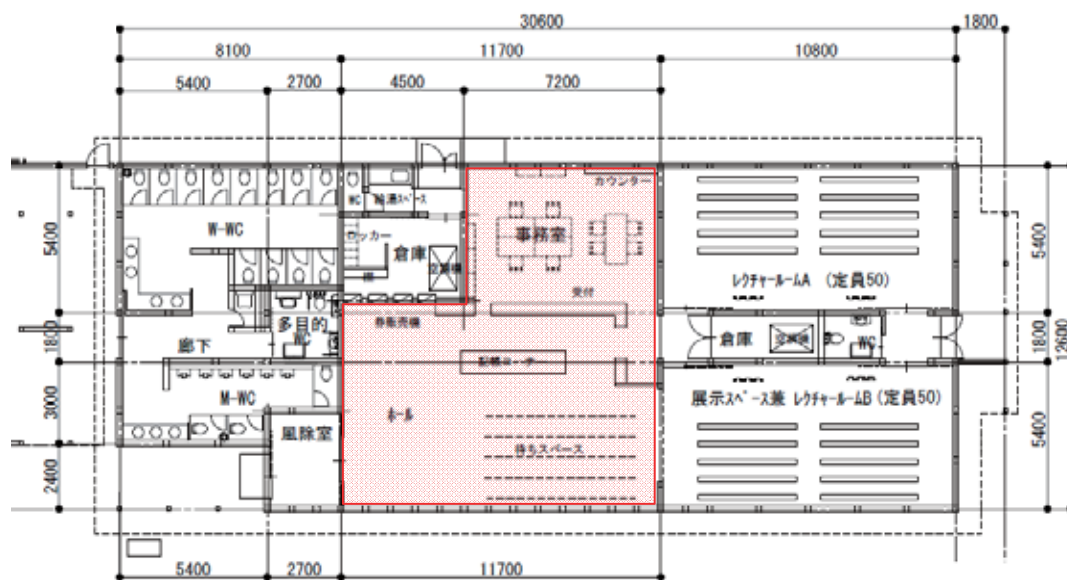
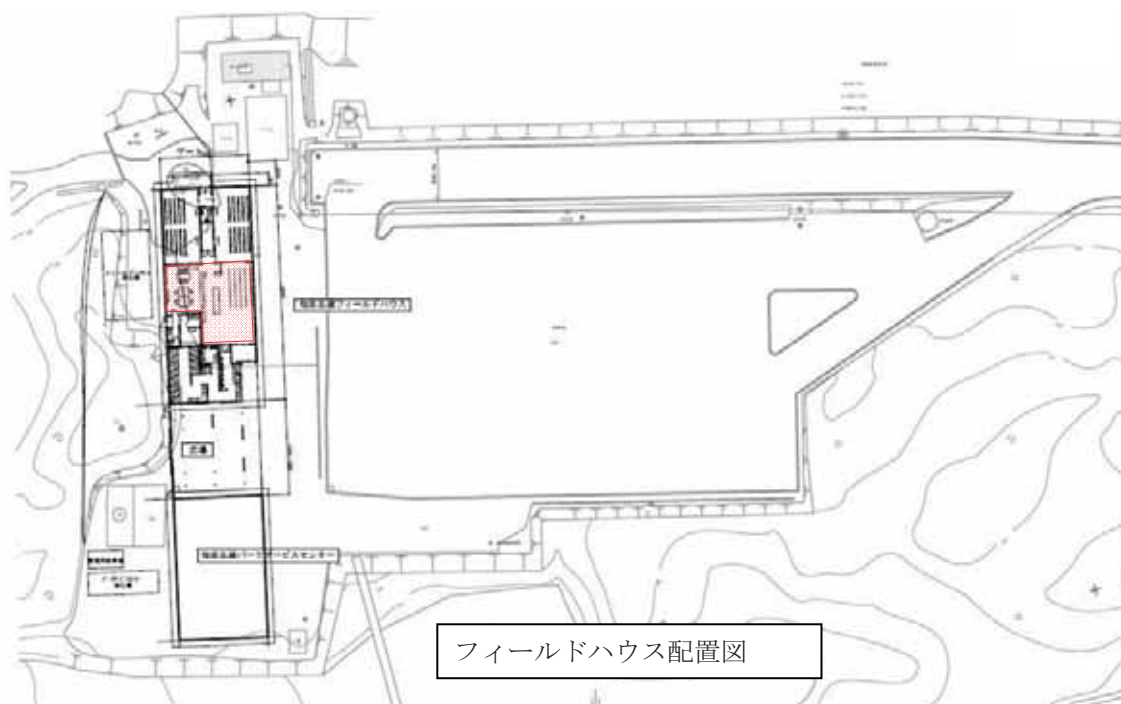
4. 業務報告

- 1) 業務報告書の作成

5. その他

- 1) 知床五湖レクチャー予約サイトの確認及び必要資料の印刷
- 2) 利用者対応（案内、クレーム対応）

別紙2



フィールドハウス平面図

床面積：30.6m×12.6m=385.56㎡（雁木部含む） 372.6㎡（雁木除く）

別紙 3

表 認定関係事務の実施時間（予定）

5月10日～ 8月20日	7:30～17:40
8月21日～ 8月31日	7:30～17:10
9月 1日～ 9月10日	7:30～16:50
9月11日～ 9月20日	7:30～16:30
9月21日～ 9月30日	7:30～16:10
9月31日～10月20日	7:30～15:40

本時間は、平成23年度を想定したものであり、翌年度以降、変更となることがある。